

はじめに

いままで一般社団法人医業経営研鑽会で多くの本を出版してきましたが、個別指導に関するものは本書がはじめてです。

最初に日本法令から個別指導に関する本の出版を打診されたとき、類書が多い、個別指導は医療機関以外の者の立ち会いが認められておらず（弁護士も帯同のみ）指導内容が地方厚生局で異なるなどブラックボックス化されている、現役ドクターの協力が得られにくい等の理由からお断りしました。

最終的に出版を引き受けましたが、集团的個別指導や電子カルテへの対処の重要性を書くこと、監査に至った事例を詳しく紹介することで個別指導の対象とならないことの重要性を説明すること、生活保護などにも個別指導があることを説明することで、類書との違いを鮮明にしました。

つぎにドクターの体験談を紹介することでブラックボックス化している個別指導の一端を明らかにしました。

さらに、氏名を伏せることでドクターの協力も得ることができ、その人脈から保険医取消・免許停止になったドクターから詳しい話を聞くこともできました。

このように多くのドクター、医療機関関係者、電子カルテメーカー等のご協力のおかげで出版することができた本書が、医療機関の方々の個別指導対策として多少なりともお役に立てるようであれば望外の幸せです。

末筆になりましたが、本書の発刊にあたり日本法令の大澤有里氏には大変お世話になり、心より感謝しております。この場を借りてお礼申し上げます。

令和元年 8 月

一般社団法人医業経営研鑽会 会長 西岡秀樹

第1章 指導・監査の基礎知識

1	医療機関に対する指定取消や許認可取消	8
	(1) 主な行政処分	8
	(2) 保険医療機関の指定取消	9
	(3) 保険医の登録取消	11
	(4) 医療機関の開設許可取消	11
	(5) 医療機関の閉鎖命令	12
	(6) 医師（歯科医師）免許取消	13
	(7) 医師（歯科医師）の医業停止	15
	(8) 医療法人設立認可の取消し	15
2	立入検査（医療監視）	18
	(1) 指導と間違えやすい立入検査	18
	(2) 立入検査	18
	(3) 立入検査の法的根拠	22
	(4) 医療監視員	24
	(5) 立入検査要綱	27
	(6) 立入検査後の対応	27
3	集団指導・集団的個別指導・個別指導・新規個別指導の違い	31
	(1) 保険診療における指導の種類	31
	(2) 指導に関する法令・大綱・通知	32
	(3) 集団指導	34
	(4) 集団的個別指導	34
	(5) 個別指導	36
	(6) 新規個別指導	38
	(7) 正当な理由として認められるもの	40
	(8) 個別指導の結果	41
	(9) 指導の実施状況	42
4	集団的個別指導に対する診療所の対応	44
	(1) 保険医療機関が集団的個別指導を嫌う理由	44
	(2) 都道府県の平均点数	46
	(3) 集団的個別指導に対する診療所の対応	48

5	生活保護・自立支援医療機関の指導、労災保険	52
	(1) 生活保護法指定医療機関に対する指導	52
	(2) 指定自立支援医療機関に対する指導	56
	(3) 労働者災害補償保険	59
6	電子カルテと個別指導	62
	(1) 電子カルテの普及状況	62
	(2) 電子カルテは入力日時のログが残る	63
	(3) 電子カルテと個別指導	65

第2章

個別指導を避けるためのレセプト対策

1	審査支払機関の審査	70
	(1) 審査とは	70
	(2) レセプトの審査および支払に関する事務委託	71
	(3) 支払基金の審査委員会	72
	(4) 特別審査委員会の審査対象レセプト	73
	(5) 支払基金職員による審査（電子レセプトの審査）	74
	(6) 審査の重点化	75
	(7) 重点審査	75
	(8) 審査委員による審査	76
	(9) 審査委員会会期	77
	(10) 審査決定	77
2	保険診療のルール	78
	(1) 保険請求にあたっての基本	78
	(2) 療養担当規則の抜粋	80
	（療養給付の担当の範囲）	80
	（適正な手続の確保）	81
	（経済上の利益の提供による誘引の禁止）	81
	（特定の保険薬局への誘導の禁止）	81
	（掲 示）	82
	（一部負担金の受領）	83
	（領収証等の交付）	83

(診療録の記載及び整備)	84
(帳簿等の保存)	84
(特殊療法等の禁止)	84
(使用医薬品及び歯科材料)	84
(診療の具体的方針)	85
(診療録の記載)	91
(処方箋の交付)	92
(適正な費用の請求の確保)	92
3 査定(減点)・返戻	93
(1) 用語の説明	93
(2) 査定(減点)	94
(3) 返 戻	97
(4) 再審査	100
(5) 誤ってレセプトを請求したとき	100
(6) 審査差異	101
(7) 審査差異解消	102
(8) 審査情報提供事例	103
4 適正なレセプト提出のために	105
(1) 適正なレセプト提出	105
(2) レセプト点検のポイント	106
(3) 保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について	107
(4) 突合点検・縦覧点検	108
(5) 保険診療の理解のために	109
(6) 専従・専任・専ら等の違い	110

第3章 監査・取消処分の基礎知識

1 監査の概略	114
◎監査とは	114
2 監査の実施状況	117
(1) 監査対象となる場合とは	117
(2) 監査前の調査	119

(3) 監査実施通知	120
(4) 監査の出席者	121
(5) 弁護士の帯同	121
(6) 監査手続における録音について	124
(7) 監査の具体的な実施状況	124
(8) 保険医療機関側から要望できる事項について	127
3 監査後の流れ	128
(1) 行政上の措置	128
① 取消処分	128
② 戒告	128
③ 注意	128
(2) 取消処分の手順	129
(3) 聴聞手続について	129
(4) 取消処分後の手続き	130
(5) 公表	133
(6) 経済上の措置	137
(7) 再指定	138
4 クリニック開業時に最低限知っておくべき「療養担当規則」	140
(1) 療養担当規則	140
(2) 注意すべき療養担当規則	141
① 診療録	141
② 診療報酬明細書の作成	150
③ 無診察治療の禁止	152
④ 過剰診療の禁止	153
⑤ 健康診断の禁止	154
⑥ 窓口減免の禁止	154
⑦ 患者紹介の禁止	156
⑧ 特定の保険薬局への誘導の禁止	157
⑨ 混合診療の禁止	158
5 個別指導や監査手続のきっかけ（情報漏洩対策の重要性）	161
(1) 個別指導や監査手続のきっかけ	161
(2) 情報漏洩等の具体的対策	162
(3) 内部通報制度の確立	168

第4章 ドクターの体験談に基づく個別指導対策

1	新規個別指導	172
	(1) 新規個別指導の概要	172
	(2) 新規個別指導のケースレポート（歯科のケース）	173
	(3) 今後、個別指導を受けないための対策、 個別指導の対象となってしまった場合を想定した対策	180
2	一般の個別指導（保険医取消にまで至ったケース）	183
	(1) 個別指導の概要	183
	◎ 個別指導の進行	183
	(2) 個別指導のケースレポート（医科のケース）	184
3	一般の個別指導 （保険医取消となったものの、提訴し勝訴することができたケース）	193
4	生活保護法による指定医療機関に対する個別指導	204
	(1) 生活保護法による指定医療機関に対する個別指導の概要	204
	(2) 生保個別指導のケースレポート（歯科のケース）	206
	(3) 今後、個別指導を受けないための対策、 個別指導の対象となってしまった場合を想定した対策	214
5	保険医取消・免許停止	216
	(1) 保険医取消・免許停止の概要	216
	(2) 保険医取消・免許停止の体験談（医科歯科共通）	223
	① 課題学習（停止1年未満の場合）	230
	② 個別研修（停止1年以上の場合）	231
	(3) 今後、保険医登録の取消しや医道審議会にかけられて 医業・歯科医業停止を受けないための対策、取消処分や医道審議会の 審査の対象となってしまった場合を想定した対策	233
6	指摘事項のチェックリスト	237

第 1 章

指導・監査の基礎知識

1 医療機関に対する指定取消や 許認可取消

(1) 主な行政処分

本書は個別指導や監査への対応に関することがメインテーマですが、メインテーマである個別指導や監査について書く前に、まず医療機関を開業している個人または医療法人に対して行われる可能性のある主な行政処分について解説します。

どのような行政処分が、何の法律に基づいて、どのように行われるのかを知っておくことは、とても大切なことだからです。

■医療機関を開業している個人または医療法人に対して行われる可能性のある主な行政処分

行政処分名	根拠条文	所管庁	対象者	行政処分の内容
保険医療機関の指定取消	健康保険法第80条	地方厚生局	すべての医療機関	取消しを受けた医療機関は保険診療ができなくなります。 なお、医療機関の取消しを受けていなければ自由診療は続けることができます。
保険医の登録取消	健康保険法第81条	地方厚生局	保険医登録している医師・歯科医師	取消しを受けた医師・歯科医師は保険診療ができなくなります。 なお、医師（歯科医師）免許の取消しを受けていなければ自由診療は続けることができます。

医療機関の 開設許可取消	医療法第 29 条	都道府県	個人が開 設してい る病院・ 医療法人 が開設し ている医 療機関	開設許可の取消しを受け た医療機関はすべての診 療（自由診療も含む）が できなくなります。
医療機関の 閉鎖命令	医療法第 29 条	都道府県	すべての 医療機関	閉鎖命令を受けた医療機 関は閉鎖期間はすべての 診療（自由診療含む）が できなくなります。
医師 （歯科医師） 免許取消	・医師法第 7 条	厚生労働省	医師・歯 科医師	取消しを受けた医師・歯 科医師はすべての医行為 ができなくなります。
	・歯科医師 法第 7 条			
医師 （歯科医師） の医業停止	・医師法第 7 条 ・歯科医師 法第 7 条	厚生労働省	医師・歯 科医師	医業停止を受けた医師・ 歯科医師は医業停止期間 はすべての医行為ができ なくなります。
医療法人設立 認可の取消し	医療法第 65 条および第 66 条	都道府県	医療法人	医療法人設立認可の取消 しを受けた医療法人は解 散します。 この医療法人が開設して いた医療機関は廃止する か個人または他の医療法 人が開設することになり ます。

(2) 保険医療機関の指定取消

保険医療機関の指定取消は医療機関が受ける可能性の高い行政処分
の1つです。

平成 28 年度に保険医療機関等の指定取消（指定取消相当を含む）
を受けたのは医科 8 件、歯科 18 件、薬局 1 件（保険薬局の指定取消）

の合計 27 件でした。保険薬局を含めた過去の指定取消数（指定取消相当を含む）は下記のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取消数	72 件	59 件	41 件	37 件	27 件

指定取消相当とは本来は取消処分を行うべき事案ですが、保険医療機関等が既に廃止されているため、指定取消の行政処分を行えない場合の取扱いのことです。取消処分の場合と同様に取消し相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定を受けることができません。

指定取消または指定取消相当となった医療機関が原則として5年間、再指定を受けることができないのは、健康保険法第 65 条に次のように定められているからです。

●健康保険法 第 65 条（一部抜粋・下線は筆者）

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第 65 条 第 63 条第 3 項第 1 号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 63 条第 3 項第 1 号の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る第 63 条第 3 項第 1 号の指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しないものであるとき。

二 略

三 略

(3) 保険医の登録取消

保険医療機関の指定取消を受けた医療機関で保険医をしていた医師・歯科医師はかなりの確率で保険医登録も取り消されています。

平成28年度に保険医等の登録取消（登録取消相当を含む）を受けたのは医科6人、歯科14人、薬局1人（保険薬剤師の登録取消）の合計21人でした。

保険薬剤師を含めた過去の登録取消数（登録取消相当を含む）は下記のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取消数	42人	26人	30人	26人	21人

(4) 医療機関の開設許可取消

病院を開設しようとするとき、または医師および歯科医師でない者（一般的には医療法人）が診療所を開設しようとするときは、開設許可を得る必要があります。

なお、医師および歯科医師である個人が診療所を開設する場合は開設許可は不要で、開設後10日以内に開設届を提出すればよいことになっています。したがって、個人が開設している診療所は開設許可取消はあり得ません。

●医療法 第29条

第29条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後、正当な理由がなく、6月以上その業

務を開始しないとき。

二 病院、診療所（第8条の届出をして開設したものを除く。）
又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止
した後、正当な理由がなく、1年以上業務を再開しないとき。

三 開設者が第6条の3第6項、第24条第1項、第24条の2
第2項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。

四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

保険医療機関の指定取消と違い、特に悪質とされるケースでない限り、医療機関の開設許可取消という行政処分は行われなようです。

e-Stat（日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイト）に平成28年度衛生行政報告例のデータが公開されており、その中に「医療法第25条の規定に基づく立入検査延件数・処分・告発件数・新規開設に伴う使用許可件数・構造設備の変更に伴う使用許可件数、施設の種別」という資料があります（図表1-1）。

この資料によると平成28年度に立入検査延件数は26,251件ありますが、許可の取消しは1件もありません。

(5) 医療機関の閉鎖命令

医療機関の開設許可取消と同様に医療機関の閉鎖命令という行政処分もほとんど行われなようです。

なお、この医療機関の閉鎖命令は医療機関の開設許可取消と違い、個人が開設している診療所でもあり得ます。閉鎖命令は「開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる」だけで、開設許可とは関係ないからです。

言い換えると、個人が開設している診療所に対して廃止を命令することはできません。開設者である医師・歯科医師の免許が取消または医業停止にならない限り、たとえば保険医療機関の指定取消を受けても自由診療は続けることができます。

実際に保険医療機関の指定取消を受けた歯科医院が、その後も自由診療専門の歯科医院として存続しているケースがあります。

■図表 1 - 1 平成 28 年度衛生行政報告例（第 7 章 医療より抜粋）

第 1 表 医療法第 25 条の規定に基づく立入検査延件数・処分・告発件数・新規開設に伴う使用許可件数・構造設備の変更に伴う使用許可件数、施設の種別

	総 数	病 院	診 療 所		助 産 所
			一 般	歯 科	
立入検査延件数	26251	8230	11340	6518	163
処分件数	8	3	5	-	-
増員又は 業務の停止命令	2	1	1	-	-
改善命令	-	-	-	-	-
使用制限又は禁止	-	-	-	-	-
管理者変更	6	2	4	-	-
許可の取消	-	-	-	-	-
閉鎖命令	-	-	-	-	-
告発件数	-	-	-	-	-
新規開設に伴う 使用許可件数	458	164	239	43	12
構造設備の変更に 伴う使用許可件数	6497	5821	647	20	9

(6) 医師（歯科医師）免許取消

医師法では、免許取消について次のように規定されています。

第 3 条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないこ

とがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

(中略)

第7条 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

歯科医師法も同様の条文になっています。

つまり、医師・歯科医師は成年被後見人または被保佐人になると免許が取り消されます。

成年被後見人とは精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人のことで、代理として成年被後見人が財産管理などを行います。

被保佐人とは精神上の障害により判断能力が不十分であるとして、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人のことで、財産上の重要な法律行為は保佐人の同意が必要となります。

これ以外にも医師法第4条の各号に該当する者は医師免許取消の可能性にあります。実際に平成28年には準強制わいせつによる免許取消が1件ありました。

(7) 医師（歯科医師）の医業停止

医師免許取消は毎年該当者がいる訳ではありませんが、医業停止は毎年必ず該当者がいます。たとえば、平成30年は医師28名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師28名に対して下記の行政処分を行いました。

- ・ 医業停止2月…2件（精神保健指定医の指定申請時における不正1件、精神保健指定医の指導医としての不正1件）
- ・ 医業停止1月…11件（精神保健指定医の指定申請時における不正6件、精神保健指定医の指導医としての不正5件）
- ・ 戒告……………15件（精神保健指定医の指定申請時における不正10件、精神保健指定医の指導医としての不正5件）

平成29年は医師13名、歯科医師8名に対して、平成28年は医師15名、歯科医師15名に対する行政処分が行われています。

(8) 医療法人設立認可の取消し

医療法人設立認可の取消しには医療法第65条と第66条の2つの規定があります。

●医療法 第65条

第65条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後1年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

西岡 秀樹 (にしおか ひでき) 税理士・行政書士

西岡秀樹税理士・行政書士事務所所長
一般社団法人医業経営研鑽会会長
事務所URL <https://nishioka-office.jp/>
研鑽会URL <https://www.kensankai.org/>

昭和45年6月東京都生まれ。大原簿記学校に在籍中に簿財2科目に合格、同校卒業後一度に税法3科目に合格して税理士となり、医業経営コンサルタント会社勤務を経て平成12年に独立。平成22年に医業経営研鑽会(平成30年に一般社団法人化)を設立し、現在まで会長を務めている。主な著書に「税理士・公認会計士のための医業経営コンサルティングの実務ノウハウ」(中央経済社)、「改定版 医療法人の設立・運営・承継・解散」(日本法令)、「医療法人の設立認可申請ハンドブック」(日本法令)などがある。

加藤 登 (かとう のぼる)

埼玉県中央税務会計事務所に勤務。昭和23年東京都生まれ。社会保険診療報酬支払基金東京支部に入所以来40年にわたり、本部、新潟、岐阜、福岡および大阪の各支部において、主として審査事務に従事し、保険医療機関に対して適正なレセプトの提出を使命として勤務してきた。現在は、医師・歯科医師の先生方に診療報酬請求等の相談に応じている。

永淵 智 (ながぶち さとる) 弁護士・司法書士・社労士

永淵総合法律事務所所長
保険医取消処分解決センターメンバー
事務所URL <https://nagabuchi-law.com/>
保険医取消処分解決センター <https://hokeni-bengo4.com/>

昭和53年兵庫県生まれ。司法書士試験に合格後、登記や相続に精通した法曹を志し、司法試験に合格。東京都内の企業法務を中心に活動する法律事務所に勤務後、現在は山梨県甲府市において、複数の土業のワンストップサービスを提供するべく弁護士・司法書士・社労士として総合事務所を開設している。クリニックの顧問弁護士として患者や従業員を含むトラブル対応を行うとともに、大学病院の臨床研究審査委員会の委員や倫理委員会の委員を兼務している。保険医取消処分解決センターのメンバーとして、日本全国の医院の個別指導対策や監査対策、聴聞対策を行っている。

堀 裕岳 (ほり ゆうがく) 弁護士

東京中央総合法律事務所シニアパートナー
保険医取消処分解決センターメンバー
事務所URL <https://www.tcs-law.com/>
保険医取消処分解決センター <https://hokeni-bengo4.com/>

昭和54年東京都生まれ。司法試験に合格後、検事に任官し、東京地検検事等として勤務。その後、都内の法律事務所勤務した後、東京中央総合法律事務所にパートナー弁護士として入所。医療機関を含む50社以上の顧問先の顧問業務を主な業務としている。また、保険医取消処分解決センターのメンバーとして、日本全国の医院の個別指導対策や監査対策、聴聞対策を行っている。

※なお本書には、氏名を伏せたうえでドクターに執筆協力をいただきました。